

令和8年度山形県観光二次交通体制整備支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、山形県内の観光二次交通の体制を整備し、県内の主要観光地間のアクセス環境の改善及び県内周遊の促進を図るため、バス事業者、タクシー事業者、観光事業者、DMO（観光地域づくり法人）及び市町村等（以下、「事業者等」という。）が、第4条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該事業者等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 観光事業者 旅行者向けの事業を営む宿泊事業者や旅行事業者等、旅行者に対して直接サービスや商品を販売・提供する者をいう。
- (4) DMO（観光地域づくり法人） 観光庁から「登録DMO」として登録された法人をいう。
- (5) 旅行事業者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第23条の規定に基づく登録を受けて、事業を行う者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下、「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 山形県内に本社又は営業所を有するバス事業者、タクシー事業者、観光事業者及びDMO
 - (2) 山形県内の市町村
 - (3) 山形県内の市町村観光物産協会
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これら

- らと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、県内の駅、空港、観光地、観光立寄施設及び温泉地等を繋ぎ、アクセス環境の改善及び県内周遊の促進を図るために行う観光二次交通体制の整備及び実証運行に係る事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助金の交付の対象としない。

- (1) 交通結節点同士を繋ぐことを主とする事業
- (2) 生活交通路線に係る事業
- (3) 道路運送法第80条に規定する自家用自動車有償貸渡業(レンタカー事業)
- (4) 道路運送法第78条第3号に規定する自家用車活用事業(日本版ライドシェア)
- (5) 前項に規定する二次交通の運行サービスを利用者に無料で提供する事業
- (6) 令和8年3月31日から起算して、二次交通の運行サービスの提供開始から3年以上が経過する事業
- (7) 国からの補助金を充てて実施する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する令和8年4月1日から令和9年1月31日までににおける別表に掲げる経費とする。ただし、旅費、工事請負費、備品購入費(運行車両の購入費を含む。)、会議費、食糧費、事務費(消耗品費)を除く。

2 補助金の額は、補助対象事業者につき、補助対象経費の合計額(補助対象経費に充てる地方公共団体からの補助金及びその他団体からの助成金があるときは、当該補助金及び助成金の合計額を控除した額。)の2分の1に相当する額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)又は10,000,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 補助金所要額調書(別記様式第2号)
- (3) 誓約書(別記様式第3号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助対象事業者は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

- 第7条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業者等に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

- 第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 補助金の額の増を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に第6条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
 - 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

（実績報告）

- 第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年2月12日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
 - (2) 補助金所要額調書（別記様式第2号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助対象事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、

これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 事業者等は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）に資金計画書を添付して知事に提出しなければならない。

（帳簿の備付等）

第11条 補助対象事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかななければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（補助対象経費）

| 区分 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 観光二次交通体制の整備及び実証運行に要する経費 | 実証に係る運行経費（車両関係費、燃料費、人件費等） |
| | 関係者との調整やダイヤ設計等に係るコーディネート経費 |
| | 乗務員やガイドの接遇・多言語対応等に係る研修費 |
| | 運行や効果検証に係る調査、データ収集、分析に係る経費 |
| | 利用者のデジタル導線（予約システム、二次元コードチケット等）の整備に係る経費 |
| | 広報費（パンフレット・チラシ・ポスター・ホームページ・PR映像等の制作費、メディア及びSNSを活用した広告宣伝費用、原稿料等） |
| | 需用費（チケットやマニュアルの印刷製本費等） |
| | 利用者向けの案内表示や掲示物等の多言語化に係る経費 |
| | その他知事が必要と認める経費 |

※旅費、工事請負費、備品購入費（運行車両の購入費を含む。）、会議費、食糧費、事務費（消耗品費）は補助対象外。